

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、令和3年3月20日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	1,940
普通作業員	1,670
軽作業員	1,330
造園工	1,930
法面工	2,440
とび工	2,230
石工	2,510
ブロック工	2,490
電工	2,060
鉄筋工	2,270
鉄骨工	2,170
塗装工	2,450
溶接工	2,460
運転手(特殊)	2,340
運転手(一般)	1,940
潜かん工	3,400
潜かん世話役	4,030
さく岩工	3,100
トンネル特殊工	3,670
トンネル作業員	2,690
トンネル世話役	3,740
橋りょう特殊工	2,780
橋りょう塗装工	3,050
橋りょう世話役	3,450
土木一般世話役	2,280
高級船員	2,990
普通船員	2,290
潜水土	3,940
潜水連絡員	2,490
潜水送気員	2,500
軌道工	3,110
型わく工	2,510
大工	2,460
左官	2,360
配管工	1,980
防水工	2,310
板金工	2,220
サッシ工	2,760
内装工	2,330
ガラス工	2,320
ダクト工	1,960
保温工	2,230
設備機械工	2,320
交通誘導警備員A	1,380
交通誘導警備員B	1,200